平成２７年（フ）第１５９号
愛知県一宮市高田字中坪14番地
債務者　平　　光枝
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６４号
愛知県一宮市三条字北平641番地　まるみ荘Ｃ棟５号
債務者　増田　剛史
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字森250番地市営住宅５棟305号
債務者　内野　真美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第２３３２号
大阪府東大阪市御厨南２丁目４番45号　北野ビル305号
債務者　池田尚哲こと鄭尚哲こと　ＣＨＵＮＧ　ＳＵＨＹＯＮＧ　鄭　　瑞龍
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６４号
大阪市平野区長吉長原４丁目16番25号
債務者　木村　眞澄
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８９号
大阪市生野区小路２丁目11番６号　グレーシィ小路103、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目15番25号　１Ｆ
債務者　壇　　廣美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０３号
大阪府枚方市牧野下島町８番４―12号
債務者　横田　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０３号
大阪市東住吉区鷹合１丁目９番13号　トラファルケ601号、前住所大阪市住吉区上住吉２丁目２番32―511号
債務者　山下　志乃（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７５号
大阪市城東区古市３丁目８番10―105号
債務者　藤原　芳樹
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８０号
大阪府寝屋川市美井元町27番１―402号
債務者　樋口　雅巳
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８１号
大阪府寝屋川市美井元町27番１―402号
債務者　樋口菜穂子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５９５号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番４棟103号
債務者　南郷　拓也
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺４番地30
債務者　髙橋　正人
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７０号
香川県丸亀市飯野町西分甲417番地12
債務者　北藤　一則
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０号
大分県豊後大野市三重町玉田396番地５
債務者　衞藤　春成
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第３３９号
千葉県市原市中高根1339番地30
債務者　八木　玉恵（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係